

平成 22 年 11 月 16 日

総務大臣 片山善博 殿

イー・アクセス株式会社  
代表取締役社長 エリック・ガン

関西ブロードバンド株式会社  
代表取締役 三須 久

株式会社ケイ・オプティコム  
代表取締役社長 藤野 隆雄

KDD I 株式会社  
代表取締役社長兼会長 小野寺 正

彩ネット株式会社  
代表取締役 井上 太郎

Z I P T e l e c o m株式会社  
代表取締役 田辺 淳治

ジャパンケーブルネット株式会社  
代表取締役社長 近藤 一朗

株式会社ジュピターテレコム  
代表取締役社長 森泉 知行

ソフトバンクテレコム株式会社  
ソフトバンクBB株式会社  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

株式会社長野県協同電算  
代表取締役社長 大槻 憲雄

株式会社新潟通信サービス  
代表取締役 本間 誠治

フュージョン・コミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長 相木 孝仁

株式会社マイメディア  
代表取締役 秀浦 実晴

ミクスネットワーク株式会社  
代表取締役社長 大川 博美

(五十音順)

## 公正な競争環境の実現に向けた対応に関する要望書

「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においては、現在今後の競争政策の方向性について議論されているところでありますが、公正競争上の問題の発生を抑止すべく、抜本的な解決を図るためにも、ボトルネック設備に起因する問題や総合的な市場支配力によるグループドミナンスの問題に対処するための実効的な政策の導入を要望致します。

これまで、弊社共は、競争セーフガード制度等を通じて、NTTグループ殿における共同営業やファイアーウォール機能の不完全性等の問題点について、数多くの意見を提示し、総務省殿においては、この一部の事例に対して、所用の措置を要請することにより、是正に努めて頂いているところと認識しています。

しかしながら、このような対応を行って頂いているにも係わらず、昨年11月西日本電信電話株式会社（以下、NTT西日本）殿において発生した接続事業者情報の不適切な情報提供事案（以下、本事案）が発覚したことは、早期の実効的な政策の導入が不可欠であることの一端を表す事象と考えます。

加えて本事象については本年2月には総務大臣より業務改善命令が発出されたにも係わらず、別紙のとおりNTT西日本殿には条理にかなった対応を行って頂いているとは言えず、何ら問題は解決していない状況にあります。

NTT西日本殿は本事案について接続事業者に対する説明責任を負うものと考えますが、接続事業者が本事象の経緯及び業務改善計画の実施状況の進捗を把握する上で必要な情報を一部回答頂けていない点もあります（別紙参照）。

よって、早急にとるべき具体的な措置として、関係事業者における客観的検証可能性の観点から、総務省殿よりNTT西日本殿に対して、再度行政指導を発出して頂き、発生原因等についての説明責任の履行を要請して頂くことも文頭の要望と併せてお願い致します。

以上

【別紙】

西日本電信電話株式会社殿において発生した  
接続事業者情報の不適切な情報提供事案に係る経緯

昨年 11 月に発覚した西日本電信電話株式会社（以下、NTT 西日本）殿において発生した接続事業者情報の不適切な情報提供事案（以下、本事案）につきましては、接続事業者の立場から発生原因や対策内容を正確に理解するために、昨年 11 月の発覚時点から長期に渡り、NTT 西日本殿に対して、幾度となく質問文書を送付する等により、説明を求めてきたところです（経緯は、別添資料①参照）が、NTT 西日本殿から明確な回答を頂けず、約 1 年が経過した現在においても、本事案の発生プロセスや今後の対策内容等について、多くの疑問点が残っている状況にあります。（例として、別添資料②にて、本事案の発生プロセスの事実確認や疑問点を確認したが、NTT 西日本殿からは一切の回答を頂けない状況）

特に NTT 西日本殿が昨年 11 月の本事案の報道発表時には「廃棄した」としていた接続事業者情報に相当するデータが本年 6 月に発見されたという点については、NTT 西日本殿から、「[redacted]」との説明を受けているに留まり、未だデータ発見の詳細な経緯についてご回答頂けておりません。

また、弊社共からは、本年 2 月の紛争処理委員会殿の答申にて指摘されている「法令等の遵守が徹底される体制の構築として講じる措置について客観的な検証可能性への配意」を確保する観点から、接続に係る情報の提供主体かつ利害関係人である接続事業者としての検証が可能となるよう、NTT 西日本殿が説明責任を果たして頂くことを引き続き要望しているところですが、本年 2 月の業務改善命令に基づいて、NTT 西日本殿は、本年 6 月と 9 月に業務改善計画の実施状況の進捗報告を行っているものの、その業務改善計画の詳細な内容、並びに業務改善計画が計画通り進捗しているのか、更には NTT 西日本殿が総務省殿に対して十分な報告を行っているのか等を把握することができない状況にあります。

以上